



士業について！！

**“士業”（サムライ業）って？**

皆さん、こんにちは。今回は、**士業**の話です。士業と言われる専門的な資格が必要な職業があることは多くの方がご存知だと思います。しかし、士業にはいくつかの種類があって、どのような業務を遂行することができるのか、詳しく知らない方も多いのではないのでしょうか。

末尾に「**士**」を用いることが特徴で、この「**士**」は江戸時代に侍を指す言葉であったため「**サムライ業**」とも言われています。また、士業の中でも、8士業や10士業というキーワードを耳にしたことはありませんか？実は明確な意味をもったグループに別れているのです。

**請求権が認められている「8士業」とは？**

士業の種類は沢山ありますが、「職務上の請求権」が認められている士業をまとめて「**8士業**」と言います。「職務上の請求権」とは、必要になる戸籍や住民票などの**個人情報**を依頼者に代わって請求することができる権利のことです。この権利を持っているのは次の8つの士業です。



**税理士・弁護士・弁理士・司法書士・行政書士・社会保険労務士・土地家屋調査士・海事代理士**

**また、他の士業を加えた「10士業」とは？**

8士業以外にも、専門性と難易度の高い士業があります。8士業から海事代理士を除き、次の3士業（**公認会計士・中小企業診断士・不動産鑑定士**）を追加した士業をまとめて「**10士業**」と呼びます。

**ここまで紹介した「士業以外」にも……**

宅建士、FP技能士、一級建築士、マンション管理士、土木施工管理技士、気象予報士、自動車整備士など、私たちの生活をサポートしてくれる士業が多くあります。どの資格も公益性が高く、唯一性のある資格です。当社は専門資格者が多く在籍し、また他の専門家とも連携して皆様のご相談に対応させて頂いております。



**不動産は、士業の専門家を上手に活用することが大切！と、言えます！**

ご相談は…川崎中央プランナーへご連絡を！！





## 《今月のトピックス!!》



### ① 宅建協会南支部、研修報告です。

宅建協会南支部の研修(7月18日、東海道川崎宿の研修室)で、当社代表(木村真教)が講師を勤めさせていただきました。研修のテーマは不動産売買でした。川崎区の宅建協会会員が25名お集まりいただきました。内容は不動産売買のための役所調査、土地の測量と境界立会、借地取引、とさせていただきました。写真は当日の様子です。



### ② 相続発生後の手続き (ご参考)



- 相続発生
- 死亡届、葬儀
- 健康保険・年金手続き
- 遺言書の有無の確認、法務局で検認手続き
- 戸籍など、相続関係者の調査
- 放棄(3か月以内)
- 準確定申告(その年の1月から亡くなるまでの所得税の申告・4ヶ月以内)
- 遺言がなく、法定相続分以外の割合で相続する場合、遺産分割協議書の作成
- 相続税の申告(10ヶ月以内)
- 相続登記



ただし、税の申告は、相続財産が基礎控除以下の場合には不要です。

基礎控除額 = 3000万円 + (600万円 × 法定相続人の数)

例えば相続人が配偶者と子供ふたりの場合、3000万円 + (600万円 × 3) = 4800万円です。

相続税計算で難しいのは、不動産の評価、上場されていない株式の評価です。



**困った時は川崎中央プランナーまで、税理士、司法書士、弁護士と一緒にお手伝いします。**

